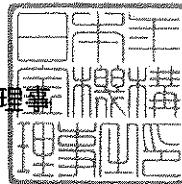


年機構発第29号
令和4年9月5日

日本私立大学協会 会長 殿

日本年金機構事業管理部門担当理事印



新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の猶予に係る
臨時特例手続き等の周知について（依頼）

平素は、国民年金事業にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の猶予に係る臨時特例手続きにつきまして、令和4年3月17日付年管管発0317第3号により厚生労働省年金局から文部科学省総合教育政策局及び高等教育局へ通知され、それを受け、令和4年3月25日付文部科学省高等教育局学生・留学生課及び文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡「令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について（周知）」により関係機関に周知依頼がされています。

令和2年5月1日に開始した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例の時限措置（本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続きによって、学生納付特例等の申請及び適用を行うことができる措置）を令和4年度も引き続き行うこととされたことから、本特例措置につきまして、各大学において学生等への周知にご協力をいただけるようお願いするものです。

また、令和4年5月より、マイナポータルを利用した学生納付特例等の電子申請が開始されましたので、学生納付特例制度の申請にあたって利用できる旨あわせて周知をお願いします。

なお、日本国内にお住いの20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず全て公的年金に加入し保険料を納めることが義務付けられています。日本年金機構では、外国籍の方にも年金制度を理解していただくために、日本年金機構のホームページ（international page）に多言語版のパンフレットを掲載しています。

外国からの留学生の方が、学生納付特例を申請される際に活用いただくよう周知をお願いします。

【照会先】

日本年金機構国民年金部
国民年金適用グループ参事役 小板橋
国民年金適用グループ 岩永
電話：03-6892-0763

【インターネットを活用した周知の例】

- 学生向けポータルサイトへの掲載
- SNS (Twitter、Facebook、LINE) 等による発信
- ホームページに日本年金機構ホームページへのリンク貼付

【SNS 等へ投稿する場合の参考文例】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例制度について

日本年金機構からのお知らせです

国民年金保険料の支払いに困っていませんか。

20 歳以上の方は国民年金に加入し保険料を納付する必要がありますが、学生期間中で前年の所得がない場合や一定額以下の場合は、「学生納付特例」を申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

また、前年の所得額が一定額を超える場合でも、令和 2 年 2 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料の納付が困難な場合は、同月以降の収入（見込み額）により臨時特例措置として学生納付特例の手続きができます。

また、学生納付特例の手続きは、マイナポータルから便利で簡単な電子申請でも手続きが出来ます。

詳しい内容は HP をご覧ください。

(299 文字)

国民年金保険料の支払いに困ったら、「学生納付特例」の申請を！

➢前年の所得額が一定額以下の場合は、保険料の納付が猶予されます。

➢前年の所得額が一定額を超える場合でも、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合は、臨時特例措置として手続きができます。

(124 文字)

・電子申請について

日本年金機構からのお知らせです

学生納付特例申請は、スマートフォンやパソコン、マイナンバーカード、学生証があれば、マイナポータルを利用した電子申請が可能です。

申請には、マイナポータルの利用登録が必要ですが、マイナンバー等の情報を活用して申請書等を作成でき、紙の申請より簡単に申請ができます。

また、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、学生納付特例が承認されて翌年度以降も在学予定の方に対して、日本年金機構から学生納付特例を申請するための情報をご連絡することを予定しています。その情報を活用することで、申請内容の入力が省略でき、さらに簡易に申請することができます。

マイナポータルから電子申請した場合は、申請結果もスマートフォン等で確認できます。詳しい内容はHPをご覧ください。

(340 文字)

日本年金機構からのお知らせです。学生納付特例申請は、スマートフォンやパソコン、マイナンバーカード、学生証があれば、マイナポータルを利用した電子申請が可能です。ぜひマイナポータルから電子申請をご利用ください。

#電子申請 #学生 #年金

(114 文字)

・外国人の方向け

日本年金機構からのお知らせです

日本の公的年金手続きに加入手続きはおすすめですか？

公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といった予測できないリスクがおきたときにも給付を受けることができる制度です。日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度に加入する義務があります。

また、日本年金機構では外国籍の方にも年金制度を知ってもらえるよう、英語版のホームページやパンフレットを用意しています。

詳しい内容は HP をご覧ください。

(233 文字)

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての方は、国籍を問わず公的年金制度に加入し保険料を納めることが法律で義務づけられています。日本年金機構では外国籍の方にも年金制度を知ってもらえるよう、英語版のホームページや多言語版のパンフレットを用意しています。

(127 文字)

【外国人留学生の皆さんへ】保険料の納付が困難な学生の方は学生納付特例制度があります。このたび、外国人の方向けに学生納付特例申請書の記載例パンフレット（英語版ほか 13 か国語版）を作成しましたのでご覧ください。

(102 文字)

【日本年金機構ホームページへのリンク】

5つの動画を目的に応じて視聴できるよう専用のページを開設しています。
下記 URL 又は二次元コードからご覧ください。



(URL) 「国民年金の加入と保険料のご案内」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

(二次元コード)

臨時特例

電子申請

外国人の方
(International)

